

～政策関連～

## 中国人民銀行、国家外貨管理局 オフショア貿易の支援策にパブコメ公開 多国籍企業による經常取引の資金集中差額決済解禁

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

中国人民銀行は2021年11月11日、国家外貨管理局と連名で『新型オフショア貿易の発展支持に係る問題に関する通知』の意見募集案<sup>1</sup>（以下、通知）を公布し、パブコメを公開しました。

通知は地域統括本部や越境ECなどによる新ビジネスモデルの対外貿易の発展を促すべく、『中国人民銀行法』、『外貨管理条例』及び『「經常項目外貨業務手引き（2020年版）」の発表に関する国家外貨管理局の通知』（匯発[2020]14号）などに基づき、オフショア貿易に係る取扱銀行及び決済通貨に関する規制を緩和した他、**オフショア貿易を手掛ける多国籍企業による經常取引の集中決済と相殺差額決済（ネットティング）の実施も解禁**しました。

通知は、国务院弁公庁が今年7月9日に発表した『対外貿易の新業態及び新モデルの発展加速に関する意見』の方針に即したものであり、貿易活動の自由化・利便化により、国内外の経済が促進し合う「双循環」の成長戦略へのサポートを図るとしています。募集締切日は11月26日とされています。

国家外貨管理局海南省支局は昨年末、海南自由貿易港の発展を後押しするため、新型オフショア貿易の促進に向けて一連の支援策を打ち出し、銀行による「顧客を理解する」（KYC）等の原則に基づいた審査書類の自由決定を認めた他、取扱銀行及び決済通貨に関する制限も緩和しました。今回の通知は、その海南自由貿易港での支援策を中国全土に導入する形になっています。

さらに、『「多国籍企業クロスボーダー資金集中運営管理規定」の発表に関する国家外貨管理局の通知』（以下、匯発[2019]7号）<sup>2</sup>の第24条等はオフショア貿易を手掛ける多国籍企業による經常取引における資金集中差額決済の実施を禁止するとしてきましたが、今回の通知ではこの規制を撤廃しました。

一方、オフショア貿易を行う企業の資格要件について変更はなく、これまで通り「貨物貿易外貨管理分類がAランクであること」を条件としています。

通知の主な内容については以下をご参考ください。

<sup>1</sup> 中国語原文は下記のURLよりダウンロードできます。

<http://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/144979/3941920/4386548/index.html>

<sup>2</sup> 匯発[2019]7号の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第485号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0511-XF-0105.pdf>

## □ 規制緩和の内容など明確化

### 新型オフショア貿易の定義

- ✓ 通知でいう「新型オフショア貿易」とは、中国の居住者と非居住者の間で発生した、中国の税関管轄区域に入っていない貨物の取引又は税関の統計対象とされていない貿易（オフショア転売、海外調達、域外への加工委託、請負プロジェクトによる域外での貨物購入等）を指す（第1条）

### 規制緩和の内容

- ✓ 銀行は新型オフショア貿易のクロスボーダー資金決済業務を取り扱う際、「顧客を理解する」「業務を理解する」「審査の職責を尽くす」という「業務展開3原則」に基づき、取引の真実性や適法性、商慣行との適合性等を確保することを前提に、審査書類を自ら決定することが可能である（第3条）
- ✓ 同一のオフショア転売取引の決済業務は原則として同一の銀行、同一の通貨（外貨若しくは人民元）で実施されなければならない。なお、銀行は真実性や適法性を確認した上、国際収支の申告及びクロスボーダー人民元収支情報管理システム（以下、RCPMIS）にて取引データの報告を行う際に「特殊オフショア転売」と注記し、当該決済業務の実施日から5営業日以内に所在地の外貨局に報告する場合、前記の制限を適用しない（第5条）
- ✓ 整った内部統制制度、オフショア転売取引に対する真実の業務需要を有する多国籍企業は匯発[2019]7号が定めた条件及び手続に基づき、オフショア転売取引の経常項目に係る資金の集中決済及び相殺差額決済を申請することが可能である（第7条）

### 銀行による関連業務の実施

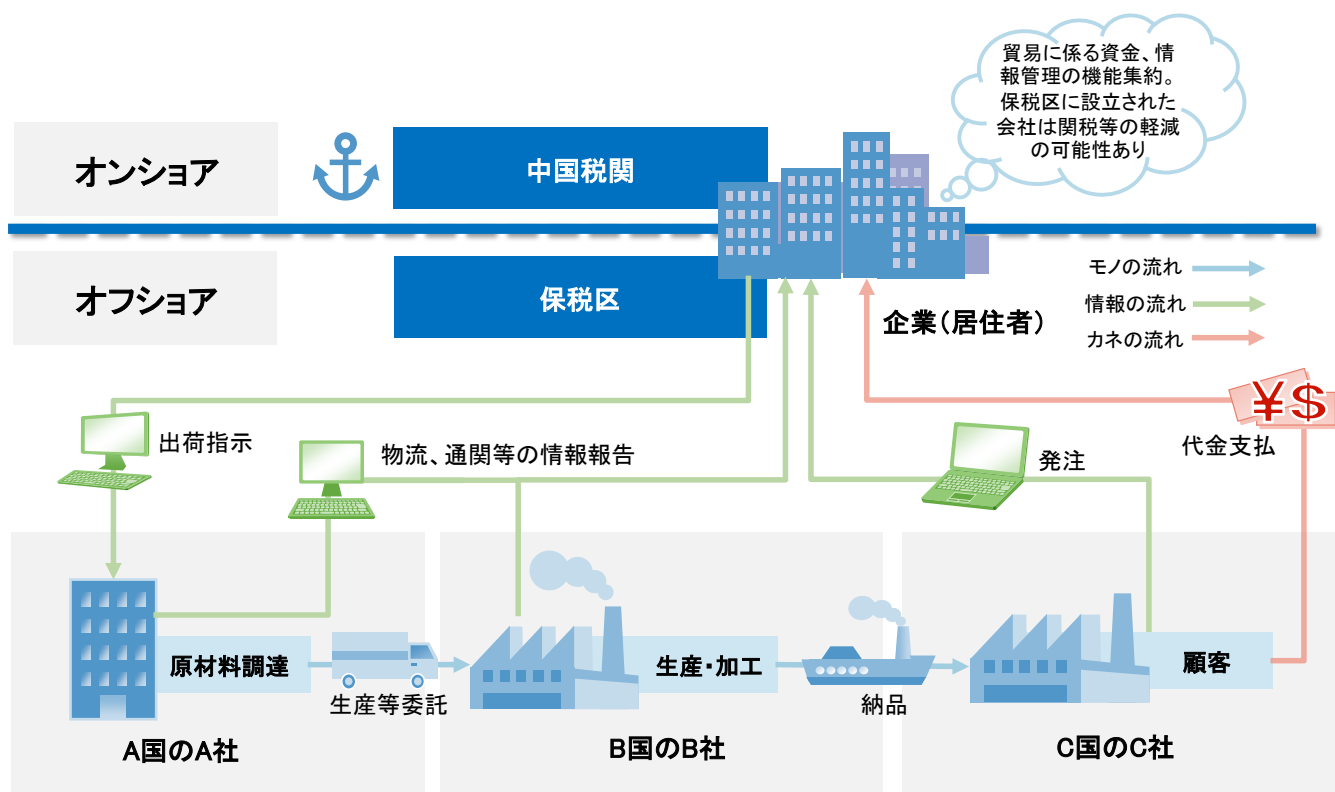
- ✓ 銀行は顧客デューデリジェンスなどを強化し、顧客の主体、業務の性質、関係会社間取引に対し実質的取引者まで突き止める「通貫型」審査を行い、内部の顧客リスク評価と格付けを機動的に実施しなければならない。イノベーション及び製造の高度化、サプライチェーンの整備を目的とした新型オフショア貿易へのサポートに力点を置く（第2条）
- ✓ 銀行は国際収支の申告やRCPMISにて取引データの報告を行わなければならない。サービス貿易に該当するオフショア貿易について、「新型オフショア」と注記しなければならない。銀行及び企業は取引証書等を5年間保存しなければならない（第4条）
- ✓ 銀行は架空取引や詐欺等の異常な行為を発見する場合、遅滞なく所在地の人民銀行及び外貨局に対し報告し、内部統制制度に基づき顧客リスク評価と格付けを調整しなければならない（第6条）

## □ オフショア貿易発展支援に向けたインフラ整備など推進

オフショア貿易については、貨物等の移動を資金・取引情報の移動と切り離すことで、貿易に係る資金・情報管理を効率的に実施できる上、保税区のような中国の税関管轄区域外のオフショア地域に（登録）設立された企業が優遇税制を享受できるというメリットがあります。また、オフショア貿易の規模は、同地域の国際貿易の自由度を反映するものであり、国際金融・貿易センターとしての試金石といえます。オフショア貿易のイメージについては、次頁の図表1をご参照ください。

全国政協委員、中国人民銀行上海分行の金鵬輝支店長は今年3月、「上海には多くの多国籍企業が集積しているが、真のファイナンス及び財務統括拠点（Finance and Treasury Center, FTC）が少ない。国際的な経験に鑑み、自らの実情にも合わせ、上海における多国籍企業のファイナンス及び財務統括拠点の設立誘致に向けて支援策を打ち出すべきだ」と提案しました。

【図表 1】 オフショア貿易のイメージ



(通知、各公開情報等に基づき、中国アドバイザー部作成)

他方、中国共産党中央委員会及び国務院が今年7月に発表した『浦東新区でハイレベルな改革開放を通じ社会主義現代化建設の牽引区の構築を支持する意見』及び国務院が9月に発表した『自由貿易試験区における貿易投資利便化の改革革新の推進に係る若干措置の発表に関する通知』は、オフショア貿易の発展を支持する方針を再確認した上、銀行に対し、企業、政府とサードパーティ専門機関の情報共有プラットフォームの活用によるオフショア貿易の真実性審査の強化も求めています。

また10月14日には、国内初のオフショア貿易の真実性審査に向けた情報共有プラットフォーム「離岸通」は外高橋保税区で発足しました。上海自由貿易試験区の管理委員会副主任、保税区の管理局副局長である陳彦峰は、「決済や物流、税関等の情報共有における障壁を取り払い、貿易全過程のデータ化、可視化の実現はオフショア貿易の真実性審査にとってカギとなる」と指摘しました。

「離岸通」は現在、17カ国の税関申告データ、国際海上輸送業務の約6割を占める海運会社及び港湾の荷役情報をカバーしています。そのサービスの利用範囲は今後、長江デルタ地域、さらには中国全土まで拡大されていくとされています。

当局によるオフショア貿易の発展支援に向けたインフラ整備や規制緩和への取り組みに加え、コロナ危機からの外需回復もあり、オフショア貿易取引のさらなる拡大が見込まれています。

なお、通知は未だパブコメの段階にあるため、今後発表される正式案は調整される可能性もあることにご留意ください。

\*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2021 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。